

城陽市立西城陽中学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

本校では、被害生徒の生命・身体の尊重を最優先に考えながら、生徒一人一人の尊厳と人権の尊重を目的に、学校・地域社会・家庭その他関係者が連携の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むとともに、いじめ防止対策推進法第 13 条の規定に基づき、いじめ未然防止や早期発見・対応を総合的かつ効果的に推進するために「西城陽中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こりうるものであり、どの子どもも被害者にもなりうるものである。したがって、「いじめは決して許されない行為である。」という認識を全校で共通認識し、全ての教育活動を通して「いじめの未然防止」を目指した取組を推進する。

- (1) あらゆる教育活動を通じて、いじめは重大な人権侵害、人として許されない行為であることを指導し、好ましい人間関係の育成に努めるとともに、規範意識の醸成、人権意識の向上を図る。
- (2) 日常的に、授業規律の確立や自主自律を目指した諸活動を展開し、生徒が生き生きと活動できるように努める。
- (3) 家庭訪問、家庭連絡等により、保護者との信頼関係を構築する。
- (4) 携帯電話、スマートフォン、インターネットの利用によるトラブルなどに注意を払うとともに、情報モラルの指導を教科や道徳部との連携のもと進める。また、保護者の啓発も積極的に進める。
- (5) いじめを傍観したり同調したりすることが、時には「いじめ」に加担する行為であることを理解させ、いじめを許さない集団づくりをする。

3 いじめの早期発見

いじめは、遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間帯に行われる等、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われるものであることを理解し、日頃から生徒との信頼関係を構築し、生徒が示す変化や発信するサインを見逃さないよう「いじめの早期発見」に努める。

- (1) 日々の出席状況、健康観察を確実にに行い、個々の生徒の変化を見逃さない。
- (2) 相談活動の日常化と、教育相談期間（6月、11月）を効果的に活用する。
- (3) 教職員のいじめのサインを受け止める感性や判断力を高める。
- (4) 担任、学年主任、生徒指導主事、教育相談部主任との連携を綿密に行う。
- (5) 「教育相談アンケート」、「いじめアンケート」等の実施と、分析結果を活用する。

4 いじめに対する取組（指導マニュアル）

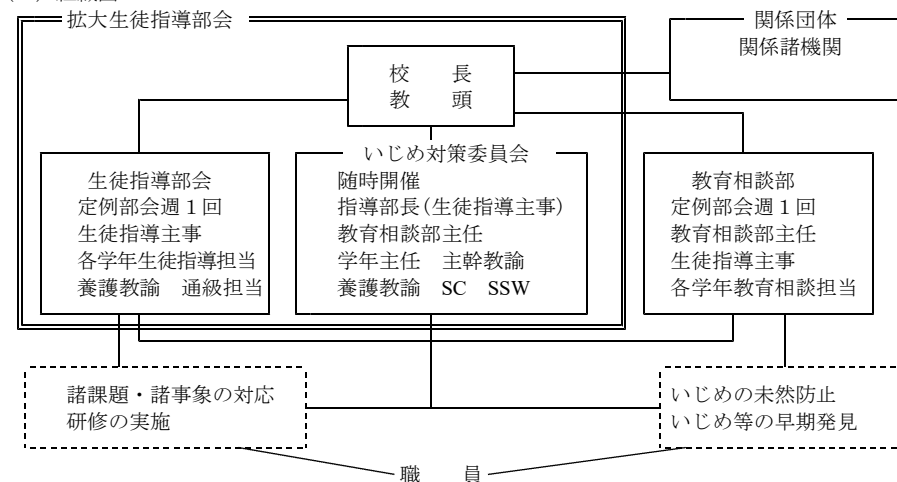
いじめの事実が確認された（疑いも含む）場合、学校として速やかに情報を共有し、対応について検討する。その際には、被害生徒の安全を確保し、加害生徒に対しては教育的配慮の下、適切に指導に当たる。これらの対応については、教職員が以下に示す対応方法を理解した上で、組織的に対応する。

- (1) 被害生徒の訴えをていねいに聞き取り、温もりのある対応をする。
- (2) 被害・加害生徒担任、該当学年教員、関係職員等で周りの生徒から「いじめ」の状況を聞き取り、具体的かつ詳細に「いじめ」の全容を明らかにする。
- (3) 被害生徒の生命・身体の尊重を第一に考え、事実関係を迅速に保護者に伝える。また、加害生徒及び周りの生徒への指導を速やかに行う。
- (4) 必要に応じて「教育充実補助員」、「スクールカウンセラー(SC)」「まなび・生活アドバイザー(SSW)」等を活用して、適切な個別対応を行う。
- (5) 被害、加害生徒の人権や保護者の意向を汲みつつ、事象の教材化により再発防止に努める。
- (6) 教育委員会等関係諸機関への報告・相談・連絡を行う。

5 いじめ防止等に対する組織体制

いじめ防止等に対する取組については、校内の「生徒指導部会」が中心となり、「いじめ対策委員会」を随時開催し、学校全体で組織的に対応する。

(1) 組織図



(2) 組織の構成

- ア 生徒指導部会 → 生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、通級担当
- イ いじめ対策委員会 → 生徒指導主事、教育相談部主任、学年主任、養護教諭、主幹教諭、SC、SSW
- ウ 拡大生徒指導部会 → 生徒指導部会、いじめ対策委員会、校長、教頭

6 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、直ちに城陽市教育委員会へ報告し、調査・指導等について方針を協議する。学校としては、「拡大生徒指導部会」を中心に、被害生徒とその保護者の思いを踏まえるとともに、的確な情報収集を行い、事実関係を明確にする。対応については、「4 いじめに対する取組（指導マニュアル）」に準ずるが、特に以下の点について留意する。

- (1) 学校が行う調査の状況（方法や結果等）については、必要に応じていじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- (2) 調査及び指導の経過や結果を城陽市教育委員会に報告し、以後の指導について協議する。
- (3) 同様の事態の再発防止に向けた取組を進める。

7 その他

(1) 地域・家庭との連携の推進

- ア 本校PTAとの連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
- イ 学校のいじめ防止に関する基本方針等を、学校のホームページ等で発信する。

(2) 関係機関との連携

- ア 警察、児童相談所、適応指導教室、家庭児童相談室、南部サポートセンター、地域の諸団体等との適切な連携を図る。
- イ 学校運営協議会、民生児童委員連絡協議会、学校・地域連携推進会議における積極的連携・推進とその機能の活用を図る。

(3) 教職員研修

- ア 全教職員の「指導方法の工夫改善」及び「資質向上」等の研修を推進する。
- イ 小中連携を推進し、児童・生徒の情報交流、合同研修、授業参観等の活性化を図る。